

日本耳鼻咽喉科学会補聴器キーパーソン運用細則

平成 22 年 11 月 5 日制定
平成 23 年 6 月 17 日改正
平成 25 年 2 月 15 日改正
令和 3 年 1 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 本運用細則は、日本耳鼻咽喉科学会地方部会（以下「地方部会」という。）が、各地方部会の実情に応じて適正な補聴器医療体制を構築し、補聴器医療を円滑に遂行することを目的として定める。

(設置)

第 2 条 耳鼻咽喉科専門医として補聴器医療の推進にあたり中心的な役割を担うため、福祉医療委員会の一員として補聴器キーパーソンを置く。

(委嘱)

第 3 条 補聴器キーパーソンは、地方部会毎に各 1 名を委嘱する。地方部会長が当該地方部会福祉医療委員の中から最適と思われる会員を指名して、日本耳鼻咽喉科学会（以下「日耳鼻学会」という。）理事長に推薦し、これを理事長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 補聴器キーパーソンの任期は 2 年間とする。ただし再任を妨げない。任期の途中で前任者と交代した場合は、任期は前任者の残りの期間とする。

(活動)

第 5 条 補聴器キーパーソンは、当該地方部会において補聴器キーパーソン設置の目的を達成するために、日耳鼻学会の福祉医療・成人老年委員会（以下「福祉医療委員会」という。）と連携して活動を行う。

具体的な活動内容は以下のとおりとする。

- (1) 地方部会における「補聴器相談医」委嘱および更新のための講習会の企画立案を行い、それらの地方部会主催の講習会を円滑に開催できるよう地方部会長と連携する。
- (2) 地方部会における補聴器医療に関連する事業の企画立案を行い、それらの事業を円滑に実施できるよう地方部会長と連携する。
- (3) 地方部会において適任と考えられる会員に対して、補聴器相談医の委嘱申請を支援する。
- (4) 補聴器相談医の 5 年毎の更新申請を支援する。
- (5) 地方部会における補聴器相談医と補聴器業界との連携構築を行う。
- (6) 補聴器医療に関連する施策に関して、関連機関・団体との調整および連携を強化する。
- (7) 補聴器相談医や地方部会員に対して、補聴器医療に関連する情報提供に努める。
- (8) 地方部会における補聴器医療の実態把握に努める。
- (9) 地方部会における補聴器医療の推進のため、日耳鼻学会の福祉医療委員会と連携する。

- (10) 日耳鼻学会主催補聴器キーパーソン全国会議に出席、全国の補聴器キーパーソンと連携を深める。

[現状に則した活動]

補聴器キーパーソンの具体的な活動内容は、各地方部会における補聴器相談医の活動状況や補聴器医療を取り巻く環境が異なるため、全国画一的な活動を行う必要はなく、各地方部会における補聴器医療の現状に応じて最善・最適な活動を行うこととする。

附則

この改正は、令和3年1月1日より施行する。